

厚生常任委員会

令和7年3月14日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎溝部真紀子

井上 卓也

中川 議長

○濱 眞理子

横田 敏文

齋藤 文夫

宮崎 和彦

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	住民生活部次長	北 典子
福 祉 課 長	中原 潤	同 課 長 補 佐	明石 将樹
子育て支援課長	佐谷 容子	健康対策課長補佐	徳田 貴世
国保医療課長	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	細川 友希
環境対策課長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	土谷 純
住 民 課 長	峯川 敏明		

3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 井上委員、横田委員

委員長

こんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、井上委員、横田委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第8号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第8号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療
課長

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申しあげます。

議案書末尾の条例（要旨）をごらんいただきたいと思います。

条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただきます、要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険の県単

位化に伴い、国民健康保険税の課税限度額を奈良県内で統一することから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

1. 改正内容であります、(1) 課税限度額の引き上げであります。

後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円に引き上げるものでございます。

2. 施行期日等でございます。(1) 施行期日は、令和7年4月1日から施行することとしております。(2) 適用区分でございますが、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第8号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

なにとぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第9号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長

それでは、議案第9号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

子育て支援課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただき、条例改正文、新旧対照表の朗読を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をご覧くださいいただけますでしょうか。

今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和7年4月1日から施行され、栄養士法の一部が改正されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

改正内容は、食事の提供の特例に係る要件の改正として、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となることから、家庭的保育事業所における食事の提供の特例に係る要件として、栄養士による必要な配慮を求めている部分について、「管理栄養士」を追加するものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日から施行いたします。

以上、議案第9号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第9号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第10号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第10号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長

恐れ入りますが、条例改正文、新旧対照表の説明は省略させていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和7年4月1日から施行され、栄養士法の一部が改正されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

1、改正内容といたしまして、(1) 人員基準の改正であります。栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となることから、指定地域密着型介護老人福祉施設運営の基準において「栄養士」の配置を求めている部分について、「管理栄養士」を追加するものです。

次に、2. 施行期日についてであります。施行期日は、令和7年4月1日か

ら施行します。

以上、議案第10号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

なにとぞ、よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第10号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第17号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療 課長 それでは、議案第17号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申しあげます。はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療 今回の補正予算は、人件費所要額の補正、保険基盤安定負担金の確定等に伴

課長

う国民健康保険事業費納付金の補正、及び保険給付費の補正に関するもので、歳入歳出それぞれ、1億3,470万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ、29億3,954万9千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、第1款 国民健康保険税、第1項 国民健康保険税、第1目 一般被保険者国民健康保険税であります。国民健康保険事業費納付金の中間補正及び保険基盤安定負担金の確定に伴うもので、2,107万円の増額をお願いするものであります。

次に、第3款 県支出金、第1項 保険給付費等交付金、第1目 保険給付費等交付金であります。療養給付費や高額療養費が当初予算を上回る給付が見込まれますことから、1億1,700万円の増額をお願いするものであります。

次に、第5款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金であります。人事院勧告に伴います人件費所要額で、63万8千円の増額、保険基盤安定負担金の額の確定に伴うもので、399万9千円の減額、合計で336万1千円の減額をお願いするものであります。

続きまして、9ページの歳出でございまして、9ページをお願いいたします。

はじめに、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。歳入で申しあげました人件費所要額で、36万5千円の増額をお願いするものであります。

第2項 徴税费、第1目 賦課徴収費で、人件費所要額、27万3千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 一般被保険者療養給付費であります。歳入で申しあげましたように、保険給付が当初の予定を上回る見込みでありますことから、5,700万円の増額をお願いするものであります。

続きまして、11ページをお願いいたします。

第2項 高額療養費、第1目 一般被保険者高額療養費であります。療養給付費と同じく、当初の予定を上回る見込みでありますことから、6千万円の増

額をお願いするものでございます。

最後に、第3款 国民健康保険事業費納付金でございます。国民健康保険事業では、県単位化に伴いまして、令和6年度から、前年度に県が算定いたしました令和6年度の納付金額と、実際に各市町村が令和6年度分に行った、調定した額と比較の中で、増減がありましたら、それに応じて納付金を再計算する、中間補正を行うこととなっておりますので、その結果によりまして、第1項 医療給付費分で、1,212万円、第2項 後期高齢者支援金等分で、415万7千円、第3項 介護納付金分で、79万4千円、合計で1,707万1千円の増額をお願いするものでございます。

それでは、予算書の1ページにお戻りください。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療
課長

以上、議案第17号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についての説明とさせていただきます。

なにとぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第17号については、当委員会として、

満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（５）議案第１８号 令和６年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第１８号 令和６年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 今回の補正の内容につきましては、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修のための費用、本年の人事院勧告等に伴う人件費の補正に伴う費用等の予算補正に関するものであり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３０６万６千円を追加し、歳入歳出それぞれ２８億８，４４５万円とするものであります。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の７ページをお開きください。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

第３款 国庫支出金、第２項 国庫補助金、第３目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で、人事院勧告等に伴う人件費として３３万４千円の増額補正をお願いしています。

次に、第７目 介護保険事業補助金で、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修のための費用として１９万８千円の増額補正をお願いしています。

次に、第５款 県支出金、第２項 県補助金、第１目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で、人事院勧告等に伴う人件費として１６万６千円の増額補正をお願いしています。

次に、第８款 繰入金、第１項 一般会計繰入金では、第２目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で１６万６千円、第３目 地域支援事業交付金（総合事業）で１６万９千円、第４目 地域支援事業交付金（高齢者保健事業と介護予防の一体的事業）で２８万８千円、人事院勧告等に伴う人件

費としてそれぞれ増額補正をお願いしています。

第5目 その他一般会計繰入金では、第1節 職員給与費繰入金で、人事院勧告等に伴う人件費として134万8千円の増額補正を、第2目 事務費繰入金で、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修のための費用として19万8千円の増額補正をお願いしています。

次に、第2項 基金繰入金では、第1目 介護保険給付費準備基金繰入金で、人事院勧告等に伴う人件費として19万9千円の増額補正をお願いしています。

11ページにお移りいただけますでしょうか。

続いて、歳出予算でございます。第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で、歳入で申しあげました人事院勧告等に伴う人件費および介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修のための費用として174万4千円の増額補正をお願いしております。

次に、第4款 地域支援事業費、第1項 介護予防・生活支援サービス事業費、第2目 介護予防ケアマネジメント費で、人事院勧告等に伴う人件費として15万1千円の増額補正をお願いしております。

次に、第2項 一般介護予防事業費、13ページにお移りいただきまして、第3項 包括的支援事業・任意事業費で、人事院勧告等に伴う人件費について、それぞれの費目において補正予算を計上しています。

次に、第4項 その他諸費、第1目 審査支払手数料においては、介護予防・生活支援サービス業費にかかる手数料が当初見積りを上回ることから1万8千円の増額補正をお願いしております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

(予算書朗読)

福祉課長

以上、議案第18号 令和6年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての説明とさせていただきます。

なにとぞよろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますよう

お願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第18号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第19号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第19号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてご説明申しあげます。はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ、2,498万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ、6億3,631万4千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして説明いたします。

補正予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1款 後期高齢者医療保険料、第1項 後期高齢者医療保険料、第

1目 特別徴収保険料でございます。当初見込んでおりました保険料より増加し、広域連合への納付額が増加しておりますことから、2,498万2千円の増額をお願いするものでございます。

続いて、9ページをお開きいただけますでしょうか。歳出予算でございます。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

保険料の増加に伴いまして、広域連合に納付する保険料も増加いたしますので、2,498万2千円の増額をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

国保医療課長 以上、議案第19号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についての説明といたします。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 横田委員。

横田委員 この保険料の増額の要因ってなんでしょうか。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 後期高齢者医療の保険料は、広域連合の方で当初見積りをされておりますが、本年、賦課いたしました時点で、その見積額よりも少し所得の方が大きくなってあって、保険料としても増えてくるということが要因です。

横田委員 わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第19号については、当委員会として、
満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7)議案第27号 訴えの提起についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策 それでは(7)議案第27号 訴えの提起について、ご説明を申しあげま
課長 す。はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

環境対策 次のページをご覧くださいと思います。朗読をもちましてご説明とさせ
課長 ていただきます。

(議案書朗読)

環境対策 以上、1. 付託議案(7)議案第27号 訴えの提起につきましてのご説明
課長 とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしく
お願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 中川議長。

議長 この議会でこれが可決して、と同時に裁判所に提出するのかな。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 この議案が議会最終日にご可決いただきましたら、すぐに顧問弁護士と契約を締結いたしまして、早期に裁判所の方に提出させていただきたいと考えております。

議長 わかるかわからへんかあれやけど、だいたい予定としてはいつ頃決着つくのやろ。

環境対策
課長 一審の訴訟提起から判決まで要する期間ではありますけども、統計によりましたら、平均で1年半程度と言われておりますが、相手のある話でございますので、展開次第で短くなることもあれば長くなることも考えられる状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第27号については、当委員会として、

満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、自区内処理に向けた取組みについてでございます。

本案件につきましては、平成30年5月より、自区内処理に向けたひとつの方策として、奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会に参加をしておりましたが、令和2年8月に生駒市、平群町が、令和3年9月には大和郡山市が脱会をされ、その後も、当町と奈良市の1市1町による協議を進めておりましたが、最終的には奈良市が示すスケジュール感や各種手続きの関係から、これ以上、勉強会として継続することは難しいとの判断から、令和4年8月に勉強会を離脱したところでございます。

その後も、自区内処理に向けた取組みのひとつとして、近隣の生駒市とも相談を進めてきたところでございますが、この度、生駒市へ可燃ごみを搬入するための本格的な協議を進めることについてご報告をさせていただきます。

生駒市におかれましては、令和4年度から令和6年度にかけ、生駒市清掃センターの基幹的設備改良工事を実施されておりますが、当該改良工事では、処理能力は変更せず、1日あたり220tの処理能力の炉であり、生駒市の可燃ごみ処理量も人口減少等により年々減少傾向にある中、現時点において、処理能力には約36%の余裕があるということや、今後の施設維持管理に係ります費用の高騰も想定される中、費用増加に対する対応が課題とのことでございます。

そのような生駒市の状況や当町の状況が一致をし、また、生駒市への可燃ごみの搬入に向けた協議については、平群町を合わせました1市2町で進める予定であり、過去の処理実績から、生駒市清掃センターの処理能力内で受け入れが可能であるということでございます。

また、受入時期については、令和8年4月からを想定しており、今後、1市

2町による受入れ条件などの調整を進めて参ります。

続いて、里帰り出産者に対する紙おむつ類専用指定袋の交付についてであります。

現在、町内在住の3歳以下の乳幼児や要介護者など、在宅で常時紙おむつ類を使用される方に対し、費用負担の軽減をはかるため、枚数制限はございますが、紙おむつ類専用指定袋を交付しておりますが、令和7年4月より、町内に住所を有する親族のもとに、里帰り出産のため、1か月以上、0歳の乳幼児とともに町内に定住される方に対しましても、滞在期間に応じ、紙おむつ類専用指定袋を交付することといたしました。

交付枚数といたしましては、滞在期間が1か月以上2か月未満の方は10枚、2か月以上3か月未満の方は20枚、3ヶ月以上の場合は30枚としております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 最初の自区内処理の件で教えてもらいたいんですけど、令和8年4月からということですけども、あと1年ちょっとですね、今やっている分別戸別収集はそのまま続けてやるっていることでしょうか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 可燃ごみの処理、現在伊賀市の民間業者の方に出しておる形が、生駒市の方に搬入になるということで、住民さんの先ほど言われた戸別収集については特に変更になることはございません。

齋藤委員 わかりました。そしたら生ごみは生駒市に持っていかないで、また三重県の方に持っていくんでしょうか。

環境対策課長 生ごみにつきましては、堆肥化処理を継続してまいりたいと考えておりますので、これまでどおり三重県伊賀市の民間業者のほうに堆肥化するように委託してまいりたいと思います。

齋藤委員 わかりました。そしたら直接、どっかに集めて持っていくんじゃなくて、近いから直接集めたごみを持っていくという形で考えたらいいんでしょうか。

環境対策課長 現在、生駒市とお話をさせていただく中では、できるだけ生駒市内への車両の搬入を減らしていただきたいというお話をいただいております。

また運搬の効率化からも、これまでどおりごみ積み替え施設の方に一旦収集したごみを入れまして、大型の車両にて生駒市の方に搬入してまいりたいというふうを考えております。

齋藤委員 生駒市はどの辺に焼却場があるんでしょうか。

環境対策課長 生駒市の清掃センターにつきましては、生駒スカイライン、阪奈道路方面から入りまして、ひとつ目の料金所過ぎたあたりにございます。

齋藤委員 わかりました。もうひとつ、紙おむつの件ですけれども、里帰りの方に紙おむつというのは、いいことだと思うんですけれども、1か月に10枚と言ってますけれども、10枚じゃ全然足りないですよ。1日何枚も換えるんじゃないかなと、わかりませんが、10枚という基準はどこから出てきたんでしょうか。

環境対策課長 設定枚数の基準でございしますが、現在の紙おむつ類、住民さんの方にお配りしている枚数を基準といたしまして、今、0歳児の交付枚数がだいたい3か月で30枚程度が基準となっておりますので、それに合わせた形で基準の方をつくったところでございます。

委員長 中川議長。

議長 伊賀市に生ごみも搬入するということやけど、伊賀市さんに払っている負担金というのは、これまでどおり払わなあかんということかな。来年度、8年度以降も。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 可燃ごみにつきましては、生駒市の方へ搬入するという形になれば生駒市の方に搬入をさせていただきますが、それ以外の、現在伊賀市の方で、その他プラスチックや不燃物、また生ごみはあるんですけども、生ごみにつきましては負担金払っておりません。現在堆肥化するというので、量的にも負担金は取らないということで聞いております。その他プラスチックと不燃物、それらの負担金については今後もお支払いする必要がございます。

議長 500何万というのは総トータルかな、この前予算出たやつ。その一部ってのはどれぐらいの積算になるんやろ。

環境対策課長 可燃ごみがだいたい3千トン以上、年間ございますので、その他のごみで約2千トン弱になろうかというふうに考えております。ですので、200万程度、金額にして200万程度になろうかというふうに考えております。

議長 生駒市さんの方に搬入させていただく話がまとまったとしたら、生駒市さんの施設、もしくは大規模改修とか必要なとき、斑鳩町、先ほど言った1市2町、平群町、どんな関わり方になるんやろ。それは生駒市さんで処理しはるのかな、改修は。うちはただ決めたトン数の金額を払うだけでええという考えでええのかな。

環境対策課長 現在、処理単価については最終的な決定をしていないところでございます。また内容、積算方法につきましても、まだまだ、つめるべき点がございます。

今、議長がおっしゃったように、緊急的な修理等の金額についてもその辺も、今後協議をして進めてまいりたいというふうに考えております。

議長

その緊急的な修繕に斑鳩町も平群町も負担せなあかんということになれば、引き取ってもらう単価もそれなりの単価にしてもらわなあかんし、そこらはつきりと、お互いもめることのないように、しっかりと協議しておいていただきたいということをお願いしておきます。

委員長

ほかにごぎいせんか。

(な し)

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

これをもって、質疑を終結します

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第16号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第16号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)につきまして、住民生活部が所管する内容についてご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

補正予算書の10ページから11ページをお願いいたします。

はじめに、第13款 分担金及び負担金、第2項 負担金では、第1目 民生費負担金で、私立保育所等の利用者数の減に伴う保育園保育料138万円の減額をお願いするものであります。

次に、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第1節児童福祉費負担金で、私立保育所等の入所委託における公定価格の上昇に伴い、3,145万円の増額、第3節 保険基盤安定負担金で、

国民健康保険に係る保険基盤安定負担金の確定に伴う 88万9千円の減額をお願いするものであります。

12ページから13ページをお願いいたします。第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金で、定額減税補足給付金給付と低所得者支援等補足給付金給付の事業完了による不用額として、6,205万5千円の減額、第3目 衛生費国庫補助金で、出産・子育て応援給付金の給付対象等の変更に伴う健康管理システム改修費用が補助対象となることから、66万円の増額をお願いするものであります。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、国庫負担金と同様の理由により、あわせて909万1千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金の第2節 児童福祉費補助金で、子ども医療費の助成が現計予算見込みを上回ることから、402万9千円の増額、第3節 障害福祉費補助金で、精神障害者医療費の助成が現計予算見込みを上回ることから、90万9千円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

22ページから23ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正についてであります。

本補正予算では、令和6年度の人事院勧告による正職員や会計年度任用職員等の人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

それ以外の、主な歳出の内容につきまして、ご説明いたします。

はじめに、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費の第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正と、歳入で申しあげました、保険基盤安定負担金の確定に伴う繰出として、あわせて336万1千円の減額をお願いするものであります。

24ページから25ページをお願いいたします。

第5目 医療対策費では、歳入で申しあげました、子ども医療費や精神障害者医療費の助成が現計予算見込みを上回ることから、あわせて1,220万円の増額をお願いするものであります。

第9目 介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正や、地域支援事業費が現計予算見込みを上回ることなどに伴う繰出と

して、あわせて216万9千円の増額をお願いするものであります。

第12目 低所得者支援等補足給付金給付事業費では、歳入で申しあげました、事業完了による不用額として、あわせて4,205万円の減額をお願いするものであります。

26ページから27ページをお願いいたします。

第2項 児童福祉費では、第3目 児童保育費で、町外の公立保育所等の利用者数の減により、公立保育所入所委託料487万4千円の減額、歳入で申しあげました、私立保育所等の入所委託における公定価格の上昇により、私立保育所入所委託料5,561万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費で、高齢者インフルエンザ予防接種における接種人数や接種単価が当初見積りを下回ることから、479万6千円の減額をお願いするものであります。

第3目 母子衛生費では、歳入で申しあげました、出産・子育て応援給付金の給付対象等の変更に伴う健康管理システム改修費用として、66万円の増額をお願いするものでございます。

また、当該事業は、本年度末までの完了が見込めないことから、繰越明許費についても、補正をお願いするものでございます。

次に、第2項 清掃費、第1目 清掃総務費では、令和5年7月18日に発生いたしました、塵芥収集車2台のエンジントールに係る損害賠償請求事件の費用として、第10節 需用費、28ページから29ページにお移りいただきまして、第11節 役務費、第12節 委託料をあわせて37万4千円の増額をお願いするものであります。

最後に、第2目 塵芥処理費では、第10節 需用費で、指定ごみ袋の作成に係る不用額として、450万2千円の減額をお願いするものであります。

以上で、議案第16号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）につきまして、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

齋藤委員。

齋藤委員 25ページの18節、住民税均等割非課税世帯等給付金3,760万、これ
不用額、申請がなかったためなんですか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 こちらのほうの減額の方ですけれども、予算を立てるにあたりまして、非課
税者がどれくらい出る等の件数が、見込みで立てるわけなんですけど、見込み
と実際の非課税者数等が少なかったということで、申請がなかったということ
ではございません、対象者について。

齋藤委員 ということは見込みが多くて、対象者が申請しなかったとか、支給しな
かったという人は少なかったということで理解してよろしいでしょうか。

福祉課長 はい。

齋藤委員 27ページの4款、1項の12節、高齢者インフルエンザ予防接種委託料、
これ479万円減額になってますけども、これはインフルエンザの接種率とい
うのはどれくらいだったんでしょうか。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活 この2月末の接種率で61.4%となっております。

部次長

齋藤委員 やはり年々下がってきているような気がするんですけども、それは原因って
いうかですね、原因っていうのは予防接種しなかったから下がるんでしょうけ
ども、やっぱりそういう高齢者の方はコロナの関係で減ってきているのか、も
しくは接種しなくても大丈夫だから減ってきているのか、その辺のところはど
う考えたらいいでしょうか。

住民生活部次長　やはり、今、先ほど委員の方からもお話ありました、コロナの流行している時ってというのは、やはり接種率というのは高くなっておりました。今、5類にもなってきました、そのあたりがコロナの流行前の接種率というあたりに戻ってきているような状況になっております。

委員長　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　では、議案第16号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、(2) 令和6年度 斑鳩町高齢者の外出に関するアンケートの調査結果の概要について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長　各課報告事項(2) 令和6年度 斑鳩町高齢者の外出に関するアンケートの調査結果の概要についてにつきましてご説明申し上げます。

資料1をお願いします。

(1) 調査の概要、①調査の目的であります、本調査につきましては、高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、日常生活における外出の状況を把握し、今後の支援体制整備に向けた取組をすすめていくため実施をいたしました。②調査対象では、斑鳩町在住の65歳以上の要介護・要支援認定者を除く高齢者6,788人でございます。③調査方法は、郵送により「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」及び「介護予防の把握事業」と共に配布し、主に郵送により回収をいたしました。④調査期間は、令和6年6月14日から7月31日までであります。⑤回収状況は、配布数6,788、回収数4,388、有効回収数4,388、有効回収率64.6%であります。

次に(2) 調査結果の概要であります。今回、資料にあげさせていただいてます調査結果は、外出できている方々に対する問いにつきましては省いたも

のとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

では、まずはじめに、問1 外出頻度を聞いた問いとして、「ふだんどの程度外出していますか」との問いに対し、「ほぼ毎日」「週3～5日」「週1～2日」と基本的には外出できている方は合計3,987人で全体の90.9%でありました。反対に「月に数日」「年に数日」「ほぼ外出しない」と答えられたあまり外出できていない方の合計は163件で全体の3.7%でありました。

資料の裏面をお願いいたします。次に、問2では、問1で「月に数日」「年に数日」「ほぼ外出しない」と回答された方に対し、外出の頻度が少ない理由を聞いた問いであります、「外出したいが、健康面に不安あり」「外出したいが、移動手段がない」と回答された方の合計で78人48%であり、「外出したくない」と回答された方が7人でありました。

次に、問3では、問2で「外出したいが、健康面に不安あり」「外出したいが、移動手段がない」と回答された方に対し、外出したい目的を複数回答可として聞いた問いであります、「買い物」「通院」と回答された方が合計で120人ございました。

次の表は、参考までに、全ての人に対し、外出するうえでの困りごとを聞いた問いであります、「特に困っていることはない」と答えた方が2,812人全体の56%と最も多く、次に多かったのは、「自身の健康面に不安がある」でありました。

町といたしましては、本調査につきましては、冒頭に申しましたとおり「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」及び「介護予防の把握事業」に合わせて実施をしておりますので、外出について支援が必要と考えられる「問1で外出の頻度が少なく『外出したいが、健康面に不安あり』『外出したいが、移動手段がない』と回答された方」のうち問2で「外出したいが、健康面に不安あり」「外出したいが、移動手段がない」と回答された方と「外出したくない」という7人を合わせた85人に対し、まずは優先して支援する必要がある可能性が高いと考え、それらの人に対し、個別にサービスの提案や健康面のサポート等の対応をしてまいりたいと考えております。

また、今後の外出支援施策の検討につきましては、今後の公共交通の状況等

も見ながら、生活支援体制整備事業整備推進協議会などにおいてご協議いただき、その方針を検討していきたいと考えております。

以上、令和6年度 斑鳩町高齢者の外出に関するアンケートの調査結果の概要についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、各課報告事項については終わります。

4. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。

中川議長。

議 長 保育料のことやねんけど、同時在園の第2子は全額免除というか、無料になるということで、大変、子育て中のご家庭にとってはありがたい話やと思いますねんけど、すぐに年子でできたからそういう免除受けられるけど、ほしかったけど3年も4年も空いてしまった第2子は保育園行くときには、上の子小学校行ってしまった、そういう第2子の子に対する手当というのは何かあるんでしょうか。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 在園第2子が無償になったということに関連して、議長からのご質問でございます。離れてできたお子さんに対する第2子という点での軽減策はございませんけれども、その他の方に対します軽減策としまして、国基準の80%にまず保育料を軽減しております。また、階層につきましても、第4階層から第6

階層につきましては、国の基準では3階層ですけれども、町の方ではそれをさらに細分化いたしまして、3階層を6階層に分けて、所得に応じた保育料にするように軽減しているところでございます。以上です。

議長 同じご家庭で2人の子ども、2人の子どもで、差がついてしまう、公平性に欠けるのではないかなというふうに思うんですけども、その辺については副町長どうですやろ。

委員長 加藤副町長。

副町長 子どもさんの年齢のタイミングで、そういった差が出るというのは確かでございます。今回のこの制度、保育料の軽減制度させていただいている内容といたしましては、その時、その時の費用負担を、どうやって負担の高い人を抑えていくかという観点で、今現在制度の方、運用させていただいておりますので、そのあたりご理解いただきたいというふうに思います。

それと、あといろんな形で当然おっしゃるとおり、同時在園以外についても第2子の無償化ができれば、それに越したことはないんですけど、やはりそういった制度については恒久的な財源が必要になってきますので、そのあたりは子育て施策全般のところ、例えば来年度の予算でしたらヤングケアラー対策も足したうえで、お子様を見守る制度もさせていただいております。

また、8年度からは手ぶら登園、町立保育園の手ぶら登園等もさせていただきますので、そういったことについては全体の子育て支援施策の中でまた優先順位をつけながらやっていきますので、そのあたりはご理解いただけたらと思います。

議長 よう理解はできますねんけどもね、ただ同じ2人同士で、片方はただで片方はお金いる、ちょっと期間がずれただけで。そやから2人目は在園ちゃうかったらこんだけとかいうような減免するとか、少子高齢化に対する子育て支援策や思うねやんか、2人目ただにするというのは。子どもが増えて家庭の生活が苦しくなったらあかんから、2人目はただにしますよということやねんけど、年

が離れて2人目入れるのは満額もらいますよというのはどうも理解しにくい。そやから2人目はなんぼ減免する、同時在園ちやうかって2人目斑鳩町へ入るときはなんぼ減免しますよと、3人目はなんぼしますよというような公平な見方で多少なりともそういうことはでけへんのかな。

委員長 加藤副町長。

副町長 今、議長おっしゃっている主旨というのは十分理解しているつもりですので、そういったことも踏まえて課題として捉えさせていただきたいというふうに思います

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後2時05分 閉会)